

平成 29 年度 急傾斜地状況調査について

1 調査の概要

今回の調査は、市内の急傾斜地の土砂災害警戒区域（以下、警戒区域）827 箇所*のうち、福岡県による急傾斜地崩壊対策事業の対象になり得る箇所（国の補助要件に該当する大規模急傾斜地）の抽出を行い、その最新の状況を把握し、あわせて国の補助要件に該当しない小規模な箇所の状況も把握するものである。

（※調査を開始した平成 29 年 5 月末時点。平成 30 年 3 月末では 835 箇所。
 （別紙 1）土砂災害防止法の概要 P. 3～5 参照）

2 調査方法

県が警戒区域を指定する際に用いた「基礎調査の資料」と「最新の住宅地図」等の情報を元に、①崖の高さ、②人家の戸数、③要配慮者利用施設の立地状況などを確認し、県の事業の対象になり得る箇所等の抽出を行い、概算事業費の算出や箇所毎の調書の作成などを行った。

（（別紙 2）フロー図 P. 6 参照）

3 調査結果

（1）県事業の対象になり得る箇所（大規模急傾斜地）

県事業の対象になり得る箇所数 （調査前の箇所数：H14 調査）※1	概算事業費 （億円）※2	条件
190 (97)	608	<ul style="list-style-type: none"> ・自然崖 ・崖の高さ 10m 以上 ・保全人家 10 戸以上 （（別紙 3）崩壊防止工事の概要）

※1 所有者等による対策が原則。県が対策しなければならない箇所ではない。

- ・急傾斜地法では、急傾斜地崩壊防止工事は、崩壊するおそれのある急傾斜地のうち、土地所有者や管理者等が施行することが困難又は不適當な場合に、都道府県が施行するものとされている。
- ・県が事業を実施するには、地元の要望や地権者の協力（土地の無償譲渡、抵当権の抹消など）が得られることが必要となる。

※2 概算事業費：対策工事の施工面積×標準的な単価（3 万円/㎡）

※ 箇所別調書（カルテ）：（別紙 4）箇所別調書（カルテ）P.8～9 参照

(2) 国の補助要件に該当しない小規模な箇所（小規模急傾斜地）

小規模な箇所数 (調査前の箇所数：H14 調査) ※	概算事業費 (億円)	条件
222 (94)	271	・自然崖 ・崖の高さ5m以上 ・保全人家5戸以上

※急傾斜地法により都道府県が実施する急傾斜地崩壊防止工事には、国の補助要件に該当しない小規模急傾斜地も含まれている。

しかし、福岡県では住民への影響が大きい大規模で緊急性のある箇所から実施しており、現状では小規模急傾斜地を県の事業の対象としていない。

4 調査結果の活用方法

福岡県と調査結果を共有し、県との協議や要望に活用する。

- ・地元の要望を受け、県事業の対象になり得るかどうかの確認が容易になり、県との協議が迅速かつ円滑になる。
- ・人家戸数や要配慮者利用施設の有無などから、地元要望が提出されている箇所の中から優先順位を示して県と協議できる。
- ・毎年行っている県や国に対する提案活動などが、より具体的に行える。
(（別紙5）急傾斜地崩壊対策事業の流れ P.10参照)

5 今後の取り組み方

(1) 大規模急傾斜地について

- ・今回の調査結果を活用し、県に予算確保と早期実施について、一層の働きかけを行う。
- ・地元調整に協力するなど、県の工事を積極的に支援する。

(2) 小規模急傾斜地について

- ・市としては、急傾斜地崩壊防止工事は、規模に関わらず法に基づき県が実施すべきと考えており、引き続き小規模急傾斜地の崩壊防止工事の実施について、県との協議を継続する。
- ・国に補助事業の採択要件の緩和（小規模な箇所まで）を要望する。